

諮問事項1 広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について

1 趣旨

広島県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の計画期間は、「平成22年度から新制度創設までの間」としているが、次のような状況の変化があり計画の見直しを行い、第3次広域計画を策定する。

- (1) 第2次広域計画策定時（平成22年4月）は、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院本会議で可決されるなど国の後期高齢者制度見直しの動きを受けて、第2次広域計画は新たな医療制度の創設を前提とした内容となっている。

しかしながら、社会保障制度改革推進法に基づき社会保障制度改革国民会議が設置され、平成25年8月にその結論がまとめられ、後期高齢者医療制度については現行制度を基本とし必要な改善を行っていくこととし、同年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立するなど現行制度の存続が決まった。

- (2) マイナンバー制度の導入など新たな施策に対応する必要がある。

2 根拠法令

- (1) 地方自治法第291条の7
- (2) 広島県後期高齢者医療広域連合規約第5条

3 策定手続

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会の答申を受け、2月開会予定の広域連合議会に議案を提出

4 添付書類

- 資料2-1 広域計画の策定について
- 資料2-2 広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（案）の構成
- 資料2-3 広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（案）
- 資料2-4 広域計画新旧対照表
- 資料2-5 広島県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画